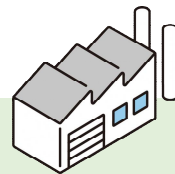


令和8年度 鹿沼市物価高騰対策経営強化補助金

物価の高騰が続く中、事業継続および経営強化の促進を図るため、一定の省エネ性能を有する設備への買換えや、生ごみ処理機の設置等を行う市内中小企業を支援します。

交付対象者



以下の要件をすべて満たす事業者が対象です。

- ① 商工会法第2条に規定する商工業者
- ② 中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する中小企業者
または、第4号に該当する中小企業団体
- ③ 市内に事業所等を有す方、
または鹿沼市特定創業支援事業に関する証明を受け、これから営業をしようとする方
(市内に商業登記(法人)または住民登録(個人)があることを条件)
- ④ 過去に同補助金の交付決定を受けていない方 ※令和5年度交付決定者のうち、
下記対象設備の(4)から(7)に該当するものを申請する場合は、申請可能
- ⑤ 申請時において市税の滞納処分を受けていない方

対象設備



【買換え対象】

- (1) LED照明 (2) エアコン (3) 冷蔵・冷凍庫 (4) 業務用給湯器 (5) 変圧器
(6) 産業ヒートポンプ (7) 産業用モータ

※「グリーン購入法調達基準に適合した設備」または「トップランナー基準を達成した設備」

【買換え・新規購入対象】

- (8) 生ごみ処理機

※業務に使用するものに限りです

補助額等

【補助率】 2分の1以内

【上限額】 上記対象設備のうち、(1)から(3)および(8) → 上限30万円
(4)から(7) → 上限50万円

※千円未満を切り捨てた額を予算の範囲内で交付します。



申請期間

R8年4月1日(水) ~ R9年1月29日(金) 16:30 まで(必着)

鹿沼市経済部産業振興課商工振興係(市役所5階7番窓口)

0289-63-2182 (土日祝日除く)

<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0655/info-0000010753-1.html>

鹿沼市公式HP



対象経費

- (1) 対象設備本体の購入に係る費用
- (2) 設置工事費
- (3) 設備に係る部品及び付帯設備費
- (4) リサイクル処理費及び処分費
- (5) 消費税



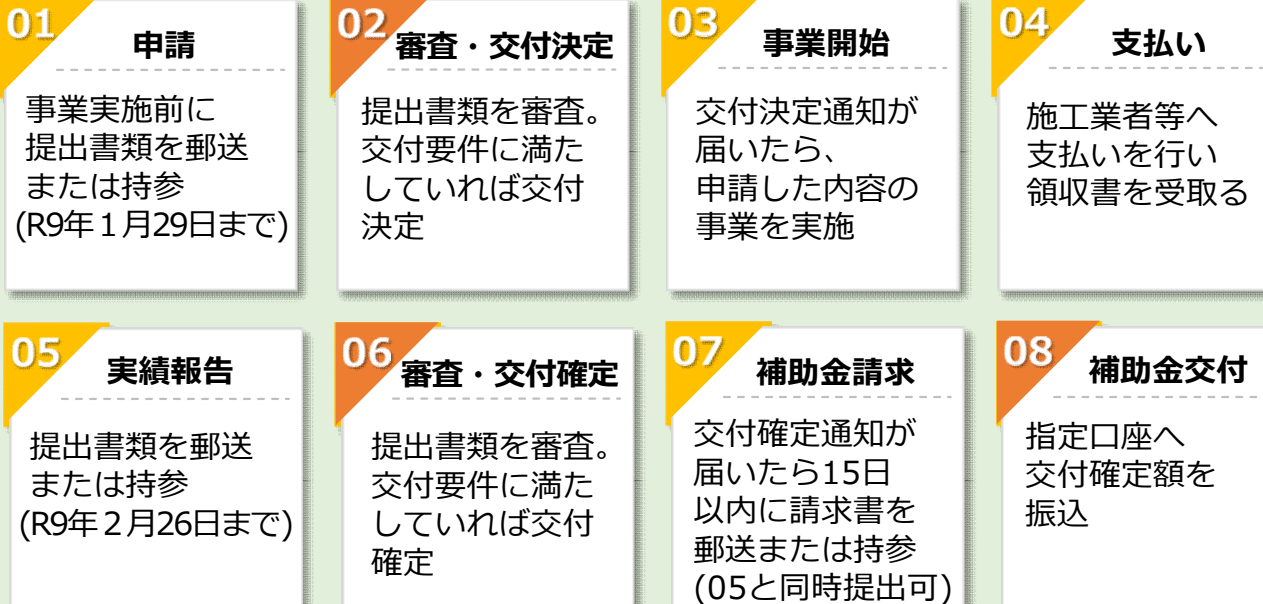
対象外経費

- (1) 修理費、保証費及び保守料
- (2) 設備の仕入れに係る運搬費及び送料
- (3) 利用料及びリース料
- (4) 中古品への更新費用
- (5) 振込手数料
- (6) 値引額
- (7) その他市長が当該補助金の対象として不適切と認める経費

申請・交付の流れ

…申請者

…市役所



申請必要書類



- 鹿沼市物価高騰対策経営強化補助金交付申請書（様式第1号）
- 補助事業実施計画書及び収支内訳書（様式第2号）
- 同意書兼宣誓書（様式第13号）
- 事業所の平面図又は立面図
- 備品設置、改修工事等を行う箇所の施工前の写真
- 購入する備品等のカタログの写し
（機能や省エネルギー性能が分かり、対象設備と判断できるもの）
- 補助対象経費に係る見積書又は契約書
- 直近の確定申告書及び収支内訳書の写し ※個人事業主のみ
- 登記事項証明書の写し（3か月以内に取得したもの）※法人のみ
- 鹿沼市特定創業支援事業に関する証明書の写し（これから営業しようとする者のみ）

申請書類
ダウンロードはこちら



鹿沼市公式HP